

無料セミナー

11月の「特別企画講座」

特許庁意匠課課長（意匠審査官）による無料セミナー

平成26年改正意匠法の解説

～我が国のハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入とその対応～

無料

平成26年11月17日(月) 14:00~17:00

◆今般、我が国はハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入するために、意匠法が改正されました。

◆これにより、ユーザーの皆様は、ハーグ協定ジュネーブ改正協定加入国への出願が簡便にできるようになります。

◆本講座では、意匠法の改正内容とハーグ協定ジュネーブ改正協定の概略の他、国際意匠出願をする上で重要となる共通規則や実施細則について、改正意匠法を

交えて分かりやすく解説します。

◆国際意匠出願を利用するための知識を深めるために、是非ご参加下さい。

- <講義内容>**
- ①我が国のハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入の経緯
 - ②改正意匠法の内容
 - ③ハーグ協定ジュネーブ改正協定及び共通規則、実施細則の概略
 - ④改正意匠法とハーグ協定ジュネーブ改正協定の対応関係
 - ⑤国際意匠出願の我が国での運用

講師

山田 繁和 氏

特許庁
審査第一部
意匠課 課長
(意匠審査官)



- ◆会場：発明会館7階 研修ルーム
- ◆定員：先着50名
- ◆受講料：0円（無料）
- ◆申込み：FAX または HP よりお申込み下さい。（事前申込制）

※懇談会は、参加者僅少のため「中止」となりました。

<懇談会のお知らせ>
講義終了後、「懇談会」を1時間程度、開催いたします。参加は自由で、会費は1,000円(当日現金)です。この機会に是非、意見交換、情報収集等に活用ください。皆様の御参加をお待ちしております。

キリトリ線

会場 一般社団法人 発明推進協会 研修ルーム(発明会館7階)

- 住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-14
- 電話 03(3502)5439 ●FAX 03(3506)8788 ●Eメール:kouza-form@jiii.or.jp

講座申込書

一般社団法人 発明推進協会 知的財産研究センター 研修チーム行 (FAX : 03-3506-8788) (お申し込み年月日) 平成 年 月 日

開催日	講座名	受講者名(ふりがな)	会社名	部署名	E-mail	知財業務 経験年数

住所	〒		電話	
			FAX	

請求書送付先 (受講者と異なる場合にご記入ください)	
部課名	担当者

懇談会：参加・不参加 ※該当に○印をし、金額をご記入ください。

受講金額	円 =	×	名
種別	一般・法人会員・個人会員： 地域発明協会		
支払方法	当日現金・銀行振込・ <u>得意先コード(総管理請求書)</u>		

今後、E-mailにて知的財産権講座に関するご案内を送付させていただきます。ご不要の方は、チェックをお付け下さい。

メール不要

(一般社団法人発明推進協会は、個人情報の重要性を認識し、適切な保護に努めます。)

得意先
コード No. - -

※会員かどうか記入のない場合は、非会員扱いとなりますのでご注意ください。

※本科コースについては、銀行振込が得意先コードのいずれかの支払い方法のみとなります。

※講師及び日程等は、カリキュラム編成等の都合により、一部変更することがあります。

※お支払いは、請求書到着後でお願い致します。

※講座開催の前日を起算日として5営業日より前ならばキャンセルできます。それ以降のキャンセルはできかねますので予めご了承ください。

※講座開催日の10日前頃に聴講券、納品書、又は請求書等を郵送いたします。当日は聴講券をご持参のうえ、ご来場ください。